

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業原理である「顧客最優先主義」を徹底し、コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスの強化を図るとともに、積極的なディスクロージャーを行い、社会と共生する当社への理解を深めることが、企業価値増大のための重要な経営課題と位置づけております。高い倫理観に則った事業活動こそが、企業存続の前提条件であるとの理念に立ち、社内での早期対応体制を構築し、社外専門家の助言を仰ぎながら、企業統治体制とその運営の適法性を確保しております。とりわけコンプライアンスについては、これまで以上に組織体制を強化するとともに、法令遵守意識の向上、経理部門及び内部監査部門、検査・調査部門の強化などの取り組みの徹底と充実を図りながら、企業活動を推進してまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

すべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しており、これらの原則についての改訂を踏まえた更新は2018年12月末日までに行う予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式に関する保有方針と議決権行使基準】

現在、当社は政策保有株式としての上場株式を保有しておりませんが、政策保有株式の取得・保有・処分については、リターンとリスクを踏まえた中長期的な視点から、当社の企業価値のさらなる向上に資するか否かを検証し、取締役会において決定することとしております。

また、政策保有株式に係る議決権については、当社の株主としての利益や発行会社の企業価値の向上が期待できるかという観点を踏まえて総合的に勘案し、行使することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引に関する手続きの枠組み】

当社は、取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、法令及び社内規程に基づき、取締役会の承認を得ることとしております。さらに、これらの競業取引及び利益相反取引の状況・結果等の重要な事実については、事後的に取締役会において報告を要することとしており、事後的な監視体制も整えております。

また、決算期ごとに役員に対して関連当事者取引の有無に関する調査を実施し、当社として漏れの無いように把握する体制を構築しております。なお、その他の関連当事者との取引についても、その取引の重要性を精査し、当社や株主共同の利益を害することのないよう、必要に応じて取締役会に諮ることとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業原理である「顧客最優先主義」やビジネスモデル等の考え方、経営戦略及び経営計画については、当社ホームページのIR情報、決算説明会資料及び統合報告書等の各種ツールにおいて、その内容や現状を開示しております。

IR情報URL: <http://www.donki-hd.co.jp/ir/>

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、企業原理である「顧客最優先主義」を徹底し、コーポレートガバナンスとコンプライアンスの強化を図るとともに、積極的なディスクロージャーを行い、社会と共生する当社に対する理解を深めることが、企業価値増大のための重要な経営課題であると位置づけております。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び方針については、本報告書の1.1「基本的な考え方」において開示しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬の額については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、経営成績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補の指名におきましては、急変する経営環境に対応するための迅速な意思決定、適切なリスク管理等を考慮し、当該候補者の能力や経験、人柄を踏まえた上で、適材適所の観点より総合的に検討し、取締役会において決定しております。

また、監査等委員である取締役候補の指名におきましては、財務・会計に関する知見、企業経営に関する多様な視点等のバランスを確保しながら、業務執行の監督機能等を考慮し、監査等委員会と協議の上、総合的に検討し、取締役会において決定しております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

新任取締役の各候補者及び経歴等について、株主総会参考書類に記載しておりますが、今後も説明内容のさらなる充実を図ってまいります。

株主総会招集通知URL: <http://www.donki-hd.co.jp/ir/meeting/>

【原則4-1-1 取締役会から経営陣への委任範囲の概要】

当社の取締役会は、経営の意思決定機関として、法令や定款による取締役会の専決事項とされている項目及び取締役会規程に定められている重要事項(重要な経営方針の策定、重要な規程・管理制度の制定及び改廃、設備投資計画、他)を決議しているほか、純粋持株会社として、グループ全体の経営方針等を決定しております。

また、当社は、平成28年9月28日開催の第36期定時株主総会による決議を得て、監査等委員会設置会社へ移行しており、この移行に伴いまして、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任しております。

さらに、当社グループは、小売業を主たる事業とする企業グループであり、激変する商環境に柔軟かつ迅速に対応するため、現場に対して大胆な権限委譲を行っておりますが、職務権限規程において、取締役を始めとする経営陣及び経営幹部に委任される事項を、その重要性や金額等によって明確に定めるなど、事業運営に関するガバナンスの充実に努めております。

【原則4-8 独立社外取締役の複数名選任】

現在、当社の取締役13名中、社外取締役は4名となっております。社外取締役4名全員は、当社からの独立性を有していることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。社外取締役は、取締役会等で独立した視点から有用な意見を述べるなど、会社として適切な意思決定を実施するための責務を果たしていると考えております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、独立社外取締役の候補者の選定においては、会社法に定められている社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立役員要件を基準とし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを前提に、加えて独立社外取締役として公正な立場から経営監視機能を果たすために相応しい、豊富な見識や人格を有している人物であることを条件としております。

【原則4-11-1 取締役選任の方針・手続き】

当社の継続的な成長及び企業価値の向上を図るため、また、取締役会における迅速かつ合理的な意思決定を行うため、当社の取締役会は、優れた人材であることはもちろんのこと、当社の主力事業である小売業を始めとする各種事業における豊富な知識や経験、能力を有する者を取締役候補者として株主総会に諮り、適切な人数を選任することとしております。

また、社外取締役については、公正・中立な観点から当社の経営を監視していただくため、要職歴任者、経営者及び各方面の識者等から適切な人数を選任することとしております。

【原則4-11-2 取締役の兼務状況】

当社の取締役及び取締役候補者に関する、上場会社役員を含む重要な兼職の状況につきましては、株主総会参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類にて毎年開示を行っております。

【原則4-11-3 取締役会全体の実効性分析・評価の結果概要】

当社取締役会は、少なくとも1年に1回以上、取締役会の実効性について評価をすることとしております。

2018年6月期は、以下のプロセスにより取締役会の実効性を評価し、その結果、経営理念を踏まえた活発な議論を基に適切かつ迅速な意思決定を行うとともに、厳格な監督機能を発揮することで、中長期的な企業価値向上に実効的な役割を果たしていることを確認することができたため、取締役会の実効性は確保されているものと評価いたしました。

一方で、昨年度から取締役会の構成が変化していることをふまえ、役員トレーニング体制の更なる深化が求められる結果となりました。

なお、調査票の作成、回収及び一部の分析にあたっては、外部機関を活用することで評価の透明性を高め、実効性を確保することとしております。

<取締役会の実効性評価プロセス>

- (1)第三者機関の助言を踏まえた取締役会の実効性に関するアンケートの作成
- (2)取締役会全メンバーから第三者機関によるアンケートの回収
- (3)アンケート結果に基づく実効性の分析
- (4)取締役会における相互の意見交換

<取締役会実効性評価結果の概要>

[当社取締役会の強み]

- ・経営理念等を十分に踏まえた取締役会運営
- ・適切な業務執行権限の委譲による迅速な意思決定プロセス
- ・取締役会での適切な内部通報制度の構築及び定期的な運用状況の監督

[当社取締役会の課題]

- ・取締役へのトレーニング機会の創出
- ・社外取締役の経験を十分に活かすための適切な機会の提供
- ・取締役会のあるべき姿の定期的な見直し

上記の評価結果を踏まえ、今後、課題解決に向けた取り組みを進め、取締役会の実効性の一層の強化に努めるとともに、ガバナンス体制の拡充を図って参ります。

【原則4-14-2 取締役のトレーニング方針】

取締役は、取締役として求められる法令、財務、会計を始めとする各方面の知識・経験が豊かで、その役割と責任を十分に果たし得る者を選任しておりますが、就任後においても取締役に対する各種情報の報告・提供を適切に行うことができる体制を整え、弁護士や会計士等の専門家から直接説明を受けるなどの機会も設けております。

【原則5-1 株主との建設的対話の方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、株主・投資家の皆さまとIR活動を通じて、建設的な対話を積極的に行い、当社の経営方針や経営実績を正確に理解していただけるよう、努めております。

- (1)IRに関する責任者(担当取締役)として、専務取締役兼CFOを指定しており、また、専務取締役兼CFOが直接統括するコーポレートコミュニケーション本部IR部経営企画課をIR担当部署に指定しております。
- (2)IR担当取締役が社内の重要な情報を把握するため、当該取締役に情報が集約される体制を構築し、IR担当部署は、必要に応じて、財務、経理、営業、物件開発等の各部署と横断的に連携を図り、適切な情報開示を行うこととしております。
- (3)IR担当取締役及びIR担当部署は、アナリスト・機関投資家の皆さまからの取材申込に適切に対応するとともに、四半期ごとに決算説明会を開催しております。第2四半期及び本決算の説明会については、代表取締役社長兼CEOも参加することとしております。また、当社HP「IR情報」(URL: <http://www.donki-hd.co.jp/ir/>)に、適時開示情報、各種決算情報や経営資料(決算短冊、有価証券報告書、統合報告書、株主通信・CSRレポート、月次売上高速報等)を随時掲載し、株主・投資家の皆さまの投資判断の一助となるよう、努めております。

(4)株主・投資家の皆さまから得られた貴重なご意見は、必要に応じて取締役会や経営幹部に共有され、当社の経営に活かしております。
(5)当社は、各決算発表前の一定期間を、IR自粛期間と定めており、この期間は決算内容に関するコメントは行わないこととしております。また、未公表の重要事実(インサイダー情報)についても、法令・諸規則を遵守するとともに、インサイダー取引防止規程を定め、厳格に管理することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENTS FOR DQ WINDMOLEN B. V.	23,407,000	14.80
LA MANCHA HOLDINGS PTE LTD	10,100,000	6.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,676,100	5.48
株式会社安隆商事	8,280,000	5.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,269,200	3.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,950,871	3.76
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	3,759,152	2.38
公益財団法人安田奨学財団	3,600,000	2.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	3,233,303	2.04
株式会社ゆうちょ銀行	2,705,000	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	27名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
井上 幸彦	その他													
吉村 泰典	学者													
福田 富昭	その他													
西谷 順平	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 幸彦				警視総監等の要職を歴任されている経験を活かし、客観的な立場から職務を適切に遂行されると判断して、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として適当であると判断し、指定いたしました。

吉村 泰典				内閣官房参与、大学教授や各種学会理事長等の要職を歴任されている経験を活かし、客観的な立場から職務を適切に遂行されると判断して、社外取締役を選任しております。また、同氏は、当社一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として適当であると判断し、指定いたしました。
福田 富昭			取締役福田富昭氏は、公益財団法人日本レスリング協会の会長であります。当社は同協会が主催するレスリング大会等への協賛金を支払っておりますが、スポーツを通じた青少年の健全な育成に寄与するため、また平成32年の東京オリンピック等に向けての社会貢献の一環として、同協会の理念に共感し、CSR活動の一環として支援を行っているものであります。また、その金額は年間13百万円程度(当社連結売上高及び販管費の0.01%未満)であり、同氏は、当社に対し十分な独立性を有していると考えております。	公益財団法人日本レスリング協会会長等の要職を歴任されている経験を活かし、客観的な立場から職務を適切に遂行されると判断して、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員として適当であると判断し、指定いたしました。
西谷 順平				大学の経営学部教授として、会計や経済について高度の専門知識と幅広い経験を有しており、それらを活かし、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行されると判断して、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員として適当であると判断し、指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置する。
- (2)監査等委員会事務局スタッフについての人事(処遇や懲罰を含む)については、事前に監査等委員会に報告しなければならない。
- (3)監査等委員会事務局スタッフが他部署の業務を兼務する場合、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行にあたって要請があった場合は、必要な支援を行う。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- (1)内部監査室は内部統制整備の実施状況について、適時適切に監査等委員会に対し報告するものとしております。
- (2)当社及びグループ会社各社の取締役及び従業員は、当社及びグループ会社各社の事業に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要事項について、監査等委員会に速やかに報告するものとしております。
- (3)当社及びグループ会社各社の取締役及び従業員は、監査等委員会及び監査等委員会事務局から会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じるものとしております。
- (4)上記各項に係る報告をしたことを理由として、当社監査等委員会に報告を行った者に対して不利な取扱いをすることを禁止しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

直近では、2014年9月26日開催の第34期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、行使価格を1円とする株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。なお、同株式報酬型ストックオプションは、既存の金銭報酬の額とは別枠にて、年額4億円以内の範囲で割り当てることにつき、株主総会にてご承認いただいております。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が保有しているストックオプションの状況(2018年9月28日時点)は、以下のとおりです。

(1)第1回株式報酬型新株予約権

発行日：2015年6月26日

新株予約権の数：13個(新株予約権1個につき当社普通株式200株)

付与対象者数：3名

新株予約権の発行価額：新株予約権1個当たり993,600円(1株当たり4,968円)

新株予約権の行使時の払込金額：1株当たり1円

(2)第2回株式報酬型新株予約権

発行日：2015年12月28日

新株予約権の数：25個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)

付与対象者数：3名

新株予約権の発行価額：新株予約権1個当たり403,000円(1株当たり4,030円)

新株予約権の行使時の払込金額：1株当たり1円

(3)第3回株式報酬型新株予約権

発行日：2017年6月1日

新株予約権の数：140個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)

付与対象者数：3名

新株予約権の発行価額：新株予約権1個当たり404,600円(1株当たり4,046円)

新株予約権の行使時の払込金額：1株当たり1円

(4)第4回株式報酬型新株予約権

発行日：2018年6月29日

新株予約権の数：500個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)

付与対象者数：3名

新株予約権の発行価額：新株予約権1個当たり494,300円(1株当たり4,943円)

新株予約権の行使時の払込金額：1株当たり1円

また、2016年6月30日開催の取締役会の決議により、現在の取締役11名（うち、監査等委員である取締役3名）に対し、募集新株予約権（第1回有償ストック・オプション）335個を発行しております。（新株予約権1個につき当社普通株式100株、1個あたりの発行価額2,000円、1株あたりの行使価額3,700円）

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを通じて、株主価値の向上を図ることを目的とし、1998年よりストックオプションの付与を行っております。付与対象者は当社及び当社子会社の取締役及び従業員としており、うち従業員は主任職以上を対象としております。

直近では、2016年6月30日開催の取締役会の決議により、上記付与対象者に対し、募集新株予約権（第1回有償ストック・オプション）を発行しております。

また、2014年9月26日開催の第34期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、行使価格を1円とする株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新

一部のものだけ個別開示

2018年6月期は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名に対して総額466百万円、監査等委員である取締役5名に対して総額19百万円(うち社外取締役4名に対して13百万円)の報酬を支払っております。なお、上記取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、ストック・オプションによる報酬額247百万円(取締役3名に対し247百万円)が含まれております。
また、連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬の額については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、経営成績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。
また、監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

当社の取締役13名のうち4名が社外取締役であり、社外取締役4名全員が監査等委員である取締役であります。監査等委員会開催、議事録の管理等の事務を担当する監査等委員会事務局が、社外取締役の求めに応じ、その職務を補助する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1)取締役会

当社は、業務執行に係わる最高意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定しております。取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名(うち社外取締役0名)及び監査等委員である取締役5名(うち社外取締役4名)の合計13名で構成されております。

監査等委員会は、取締役の職務の執行状況等についての監査を行い、必要に応じて会計監査人と連携を行うなど有効に監査が行われるよう努めております。また、社外取締役4名全員が独立役員として選任されているため、全社経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で幅広い見識を取り入れることが可能であり、適切な経営判断が行われる体制になっていると考えております。

(2)内部監査室

内部監査室は取締役会直轄の組織として機能し、業務執行部門から独立しております。会計監査人や監査等委員会と適宜、連携を図りながら、監査計画書に基づき、各部署及び当社グループ子会社の業務の適法性及び妥当性について、監査を実施しております。また、内部監査室は内部統制の観点から、各部署、各店舗及び当社グループ子会社等を対象とした主要な業務プロセスのモニタリングを実施しております。

(3)社外取締役

当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役は経営に関する専門知識・経験等に基づき、社外の立場から経営に関する意見や指摘を行い、経営の健全性・透明性の向上等を期待して選任しております。なお、社外取締役西谷順平氏は、大学の経営学部教授として、高度の専門知識があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外取締役4名全員は、一般株主と利益相反の恐れがない社外取締役であることから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、当社経営陣からの独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

(4)コンプライアンス委員会

弁護士及び社外取締役など外部有識者を中心とし、不正防止の立案、検査及び調査の計画立案、検査及び調査結果の検証、他社不正事例の共有と検証等を行っております。

(5)その他

法務部が主催する法律相談日に、重要事項の適法性について、顧問弁護士から直接アドバイスを受けております。法律相談日は、定期的で開催され、コンプライアンスに関する強化・徹底がなされております。

会計監査人とは、通常の会計監査はもとより、ディスクロージャーの適時性と正確性を確保する観点から、個別案件ごとに適法性や会計基準の準拠性に関して事前確認を行い、適時アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2016年9月28日開催の第36期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び企業価値の向上を図ることを目的としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算会社であり、定時株主総会は毎年9月下旬に行っております。
電磁的方法による議決権の行使	証券代行機関が開発したウェブサイトを利用し、電子投票制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文版を作成し、当社ウェブサイトに掲載することで、外国人株主の皆様の便宜に供しております。
その他	株主総会を株主と会社とのコミュニケーションの場と考え、営業報告をビジュアルで行うなど、株主総会の活性化を目指した取組みを行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに、アナリスト・機関投資家向けに決算の数字についての説明会を開催しており、100～150名程度のご参加をいただいております。CEO、CFOが出席します。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に6、7回程度、欧州や北米、アジアなどへのIRロードショーを行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	投資者等に当社をより適切に理解していただくため、当社ホームページ(http://www.donki-hd.co.jp/ir/)に、決算短信、決算業績説明資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書や四半期報告書等のIR資料を掲載しております。また、外国人投資家に役立つよう、英語によるディスクロージャーについても積極的に取り組んでおります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	専務取締役兼CFOの高橋光夫をIR担当取締役とし、コーポレートコミュニケーション本部IR部経営企画課をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業原理として「顧客最優先主義」を実践する業態創造企業として、高品質のエンターテインメントとサービスによって、お客さまに「感激」していただける店作りを実践すべく、さまざまな施策の取組みを実行しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

環境問題に対する当社グループの企業及び企業市民として取り組む施策や姿勢につきましては、今後とも強い使命感をもって臨んでまいります。日常の社会貢献活動では、当社グループの本業を活かした老人ホームへの出張販売や小中学校などの児童・生徒たちに店舗での仕事を体験していただくなど、地域コミュニティとの対話や連携を行いながら、地域社会との共生を図る所存であります。

また、深夜まで営業しているということから、店舗自体が、まさかのときの駆け込みスポットとして機能するなど、深夜営業だからこそできる地域貢献を今後とも追求してまいります。さらに、店舗内の在館者数に応じて空調湿度を自動制御する「エネルギー管理システム」の設置や省エネ効果の高いLED照明の導入など、出店地域の環境に配慮した最適な施策を実施していく所存であります。

一方で、子育て家庭が笑顔で安心して子供を育てられる社会を目指すため、当社グループ事業所内に保育施設を開設し、待機児童の解消と地域の活性化を図るとともに、地域・保育園・店舗の交流を図る様々な取り組みを行うことで、地域が一体となった子育て環境の創造に努めてまいります。

さらに、多様性を認め合うダイバーシティを推進し、LGBTへの従業員の理解浸透などに取り組んでおり、外部から講師を招き従業員向けの研修を行うなど、さらなる理解浸透を図り店舗運営に役立てております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社及びグループ会社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。
- (2) 取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外取締役を含む監査等委員会が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
- (3) コンプライアンス担当役員として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（Chief Compliance Officer、以下「CCO」）を任命し、コンプライアンス（法令遵守）及び内部統制に関する事項を統括せしめる。また、CCOは、弁護士などの外部有識者を中心とした「コンプライアンス委員会」と連携し、高い倫理観に則った事業活動を確保し、企業統治体制とその運営の適法性をも確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録、並びにこれらの関連資料を保存し、管理するための担当部署をおき、これらを10年間保存し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。
- (2) 社内の情報ネットワークセキュリティ向上のためのツールの導入及び「情報セキュリティ管理規程」の適時適切な見直しを行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) CCO及びコンプライアンス委員会は、グループ会社も含めた組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価を実施し、リスク対応について検討を行う。
- (2) 業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務の標準化を適時適切に行い、オペレーショナル・リスクの最適化を目指す。
- (3) 財務、仕入、販売、店舗及び法務等に係るリスクをコントロールするための組織・業務運営体制を適時適切に整備し、リスクの最適化を目指す。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直しや整備を適時適切に行う。
- (2) 経営環境の変化に応じ、組織・業務運営体制の随時見直しを行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会の決議に基づきCCOがコンプライアンスの推進・徹底を図る。
- (2) コンプライアンス委員会は、CCOと連携し、コンプライアンスに関する事項の教育を含めた企画立案を行い、コンプライアンス委員会の指示に基づき、コンプライアンス委員会事務局がその運営を行う。
- (3) 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員及び当社グループの取引先が社外機関及び社内の専門部署へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては、通報者に不利益が及ぶことのないように、その保護を最優先事項とする。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に当社取締役会へ報告がされなければならない。
- (2) グループ会社各社の業務の遂行の適正を確保するため「内部監査室」が、グループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況を把握する。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、「コンプライアンス委員会」が必要に応じて指導や支援を実施する。
- (3) グループ会社各社の適正な業務の遂行を図るために、「関係会社管理規程」を整備し、グループ会社各社の管理を行う。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置する。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会事務局スタッフについての人事（処遇や懲罰を含む）については、事前に監査等委員会に報告しなければならない。
- (2) 監査等委員会事務局スタッフが他部署の業務を兼務する場合、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行にあたって要請があった場合は、必要な支援を行う。

9. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 内部監査室は内部統制整備の実施状況について、適時適切に監査等委員会に対し報告を行う。
- (2) 当社及びグループ会社各社の取締役及び従業員は、当社及びグループ会社各社の事業に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要事項について、監査等委員会に速やかに報告するものとする。
- (3) 当社及びグループ会社各社の取締役及び従業員は、監査等委員会及び監査等委員会事務局から会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- (4) 上記各項目に係る報告をしたことを理由として、当社監査等委員会に報告を行った者に対して不利な取扱いをすることを禁止する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びグループ会社各社の取締役、監査役との意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性の監査を補完するものとする。また、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容が相当であることを確認しなければならない。
- (2) 「コンプライアンスホットライン」制度の運用状況について、定期的に監査等委員会に報告するものとする。
- (3) 監査等委員である取締役がその職務の執行について必要となる費用の支払いを請求したときは、速やかにこれに応じるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ドン・キホーテグループは、以下のとおり、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を定め、社内体制を整備しております。

1. ドン・キホーテグループは、反社会的勢力の不当要求等に応じず、また、取引先がこれらと関わる個人、企業及び団体等であることが判明した

場合には取引を解消します。

2. 反社会的勢力からの不当要求等に毅然とした態度で対応するため、不当要求防止責任部署を「危機管理部」とし、社内教育研修や事案の対処を行います。

3. 「危機管理部」は、警察当局や弁護士等の外部専門機関と連携のもと、情報の収集を行います。また、社内に不当要求防止責任者を設置し、社内ネットワークの整備、事案発生時に迅速に対処できる社内体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

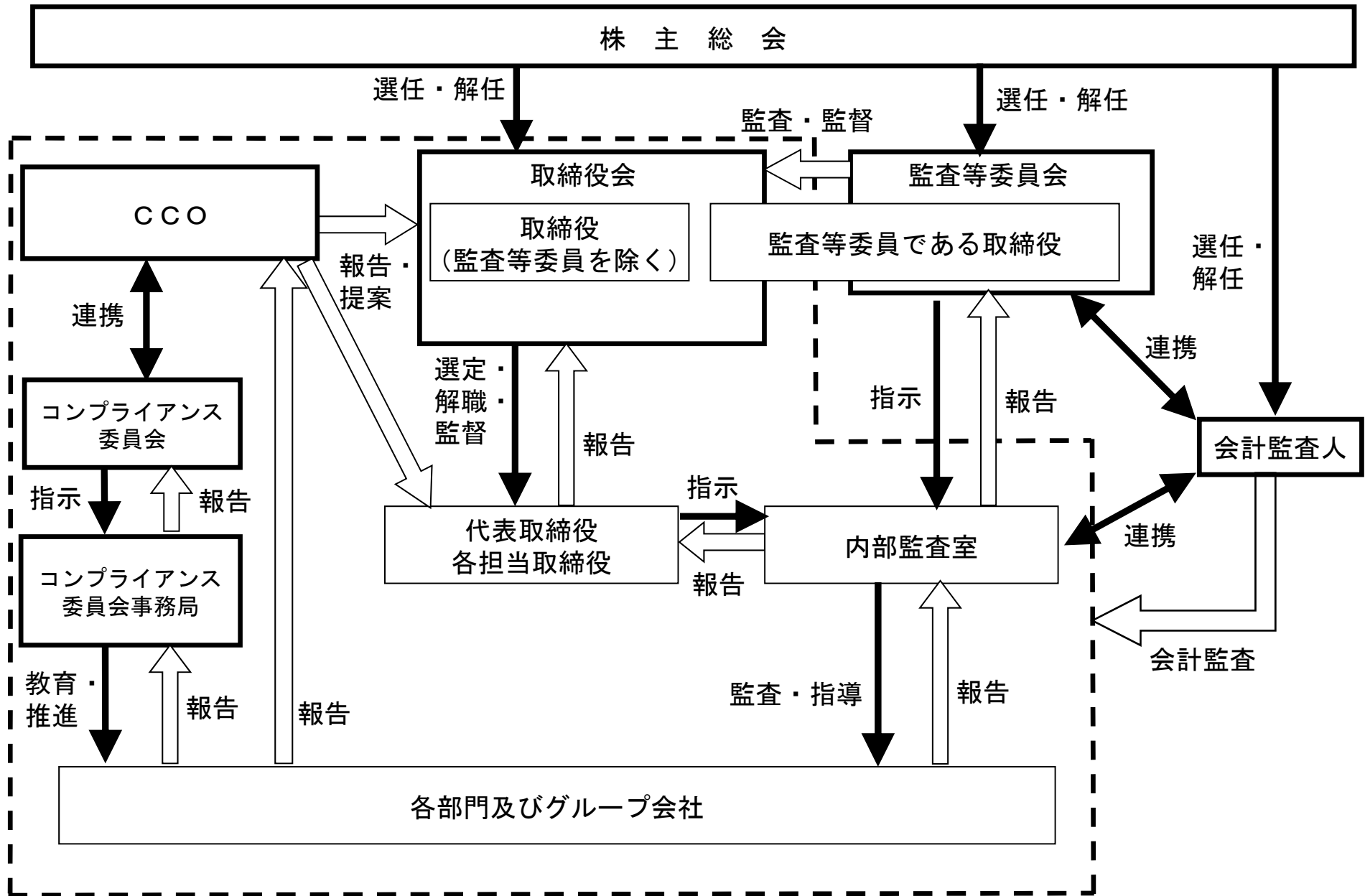
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜コーポレートガバナンス体制 模式図＞



<適時開示体制 模式図>

